

火災予防条例の一部改正に伴う 林野火災注意報及び警報について

<市長記者会見資料>
令和7年12月23日
消防局予防課

令和7年2月26日に岩手県大船渡市で発生した林野火災により、火災予防条例の一部改正を行い、林野火災の発生を未然に防ぐため、新たに「林野火災注意報」を発し、対象区域に火の使用制限の努力義務を課すことを新たに設けます。

施行日

令和8年1月1日(木)～

★施行内容

注意報・警報とは



○ 林野火災注意報

⇒ 林野火災の予防上注意を要する気象状況となつた際に発し、対象とする区域の住民に対して火の使用制限の努力義務

● 林野火災警報

⇒ 消防法第22条に規定される火災警報のうち、林野火災予防を目的としたもので、林野火災の予防上危険な気象状況となつた際に発令する。

【対象区域】

内町、新町、西富田、東富田、佐古、津田、加茂名、八万、勝占、多家良、入田、上八万、国府



写真提供：
大船渡地区消防本部

対象区域は徳島県森林計画を参考に指定

【罰則は？？】

○林野火災注意報は努力義務のため、罰則はなし
●林野火災警報は、火災警報と同様に「火の使用制限」に違反した者に対して、30万円以下の罰金又は拘留に処することが消防法で定められています。

問い合わせ先 消防局予防課(電話:088-656-1193)

※野焼きは原則禁止です！！！

野焼きについての問い合わせ先：

環境政策課(電話:088-621-5217)

年末年始の火災予防について

寒さが一段と厳しくなり、暖房器具等などの火気を使用する機会が増えることや、空気が乾燥し火災が発生しやすい状態になりますので、年末年始は火の取扱いには十分に注意しましょう。

徳島市内で現在75件の火災

火災原因(速報値)R7.12.22時点

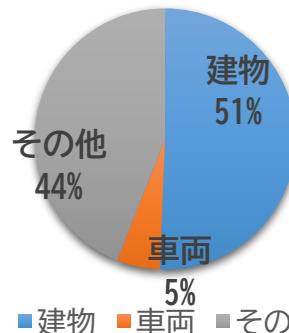
- ・第1位 たき火 11件(前年度9件)
- ・第2位 たばこ 10件(前年度15件)
- ・第3位 電灯・電話等の配線 9件(前年度3件)



リチウム電池
テーブルタップ
コンセント・プラグ
電化製品 等

※細かく分類された出火原因のうち、**電気**に関連するものを
合計すると**20件**で、たき火の約2倍の件数となります。

令和7年出火区分の内訳



令和7年の火災区分の内訳は、建物火災が38件、車両火災4件、その他火災が33件という内訳となっており、建物火災とその他の火災の件数の割合が、全体の約95%となっています。(R7.12.22 時点)

昨年同時期よりも1件少ない火災件数

大掃除で火災予防



・キッチンの清掃

コンロ周り、グリル、換気扇の油汚れは、火災発生の原因となりやすいので、綺麗に掃除しましょう。

・コンセント付近の清掃

ホコリと湿気が原因で、火災が発生する場合があります。

年末特別警戒を実施

年末を迎え、火災への警戒体制を強化するため、年末特別警戒を実施しています。12月26日(金)からは、消防局や消防団による特別夜間警戒を実施します。

[期間]12月10日(水)～31日(水)

[内容]火災などに対する警戒体制の強化
消防車両などによる火災予防広報の実施

問い合わせ先 消防局予防課(電話:088-621-5367)